

東京都内介護サービス事業者 様

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者の経営情報の報告について
(依頼)

日頃より、東京都の高齢者福祉施策にご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

介護保険法（以下、「法」という。）に基づく介護サービス事業者の経営情報の報告については、厚生労働省より令和6年8月2日付「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（以下、「厚労省通知」という。）が発出されております。

つきましては、本制度対象事業者の皆様におかれましては、厚労省通知に基づき、下記のとおり、経営情報をご報告ください。本報告用のシステムの運用開始は令和7年1月を予定していますが、報告にあたっては、下記4のとおりGビズIDのアカウントが必須ですので、現在アカウント未取得の事業所におかれましては、事前に取得いただきますようお願いいたします。

記

1 報告の対象となる介護サービス事業者

法第115条の44の2第2項の規定に基づく介護サービス経営情報の報告は、原則として全ての介護サービス事業者が行わなければならないものですが、その有する事業所又は施設の全てが以下の基準に該当する介護サービス事業者については、報告は不要です。

- ① 当該会計年度に提供を行った介護サービスに係る費用の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額（介護報酬）が100万円以下である者
- ② 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者

2 報告の単位

介護サービス経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行うものとしますが、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告することとしても差し支えないものとします。

3 報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

別紙に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について、報告の対象となります。

※ 居宅療養管理指導、介護予防支援は報告対象外です。

4 介護サービス事業者が報告する方法

報告は、厚生労働省において運営する「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」（以下、「本システム」という。）により行うものとします。本システムの運用開始は令和7年1月以降の予定です。

本システムに係る操作方法については、以下のURLページをご覧ください。

- | | |
|-----------------------------|---|
| ・操作方法動画の掲載先URL | https://www.youtube.com/watch?v=8yYa2tckrGw |
| ・操作マニュアル（介護保険最新情報 Vol.1330） | https://www.mhlw.go.jp/content/001341935.pdf |

また、報告にあたっては**GビズID（g B i z IDプライム）**のアカウント取得が必要となります。原則2週間以内でアカウントが取得できますが、早めのアカウントの取得をお願いいたします。また、オンライン申請の場合、法人種別によってオンライン申請が受け付けられない場合がございますので、ご注意ください。GビズIDについては、以下のURLのページをご参照ください。

- | | |
|-----------------|---|
| ・GビズIDの取得について | https://gbiz-id.go.jp/top/ |
| ・オンライン申請可能な法人一覧 | https://gbiz-id.go.jp/top/manual/pdf/corporate_type.pdf |

5 報告期限

報告期限は、報告を行う介護サービス事業者の**毎会計年度終了後3月以内**です。ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限を令和7年3月31日までとします。

- ＜例＞ 会計年度 令和5年4月～令和6年3月 ⇒ 報告期限 令和7年3月31日
令和6年1月～令和6年12月 ⇒ 報告期限 令和7年3月31日
令和6年2月～令和7年1月 ⇒ 報告期限 令和7年4月30日

※ 以降、原則どおり毎会計年度終了後3月以内

なお、法令等により定められている会計監査に時間を要することにより、3か月以内の報告ができない場合については、監査終了後早急に提出することで差し支えありません。

6 お問い合わせ

＜GビズIDに関すること＞

GビズID ヘルプデスク 0570-023-797

【受付時間】9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始を除く）

メールでもお問合せ可能です。（下記URL参照）

<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

＜報告システム（介護サービス事業者経営情報データベースシステム）に関すること＞

令和7年1月以降に厚生労働省より問い合わせフォームが設置される予定ですので、今しばらくお待ちください。

＜本制度に関すること＞

東京都に報告を行う事業者による本件に係るお問い合わせは、以下URLの本制度に関するHP内にある「お問い合わせ」よりお願いいたします。なお、よくあるご質問については、HPに掲載の「Q&A」にまとめてありますので、お問い合わせいただく前にご確認ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/kaigokeiejouhou.html

※検索エンジンで「東京都福祉局 介護サービス事業者の経営情報」にて検索してください。



＜介護サービス情報の公表制度に関すること＞ （介護サービス情報公表システムに関すること）

法第115条の35に規定に基づく介護サービス情報の公表制度に関することについては、以下の問合せ先にご連絡いただきますようお願いいたします。 ※経営情報の報告制度とは異なります。

東京都指定情報公表センター（公益財団法人東京都福祉保健財団） 03-3344-8630

7 その他

報告にあたっては、厚労省通知及び事務連絡の内容をご了知の上、実施いただきますようお願いいたします。

- ・厚生労働省HP「介護サービス事業者の経営情報の調査及び分析等」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

- ・介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について（通知）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001283884.pdf>

- ・「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A」の発出について（事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001291731.pdf>

- ・「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するQ&A（Vol.2）」の発出について（事務連絡）」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001325633.pdf>

- ・「介護サービス事業者経営情報の報告等に関するシステムに係る運用マニュアル等の発出について（事務連絡）」（介護保険最新情報 Vol.1330）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001341935.pdf>

（担当）

東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課介護事業者担当

03-5320-4175

別紙

報告の対象となる介護サービスを提供する事業所・施設

以下に掲げるサービスを提供する事業所又は施設について報告を行うこととする。

- ① 訪問介護
- ② 訪問入浴介護
- ③ 訪問看護 (※)
- ④ 訪問リハビリテーション (※)
- ⑤ 通所介護、通所リハビリテーション (※)
- ⑥ 短期入所生活介護
- ⑦ 短期入所療養介護 (則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。) (※)
- ⑧ 特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
- ⑨ 福祉用具貸与
- ⑩ 特定福祉用具販売
- ⑪ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ⑫ 夜間対応型訪問介護
- ⑬ 地域密着型通所介護
- ⑭ 認知症対応型通所介護
- ⑮ 小規模多機能型居宅介護
- ⑯ 認知症対応型共同生活介護
- ⑰ 地域密着型特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
- ⑱ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ⑲ 複合型サービス (看護小規模多機能型居宅介護)
- ⑳ 居宅介護支援
- ㉑ 介護福祉施設サービス
- ㉒ 介護保健施設サービス
- ㉓ 介護医療院サービス
- ㉔ 介護予防訪問入浴介護
- ㉕ 介護予防訪問看護 (※)
- ㉖ 介護予防訪問リハビリテーション (※)
- ㉗ 介護予防通所リハビリテーション (※)
- ㉘ 介護予防短期入所生活介護
- ㉙ 介護予防短期入所療養介護 (則第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。) (※)
- ㉚ 介護予防特定施設入居者生活介護 (養護老人ホームに係るものを除く。)
- ㉛ 介護予防福祉用具貸与
- ㉜ 特定介護予防福祉用具販売
- ㉝ 介護予防認知症対応型通所介護
- ㉞ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ㉟ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(※) いわゆる「みなし指定」の保険医療機関、介護老人保健施設、介護医療院の行う居宅サービス及び介護予防サービスについては、指定があったものとみなされた日から起算して1年を経過しない場合は、報告の対象外です。